

子ども読書啓発冊子「えほんいっぱい たのしさいっぱい」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課(以下「県教育委員会」という。)が発行する子ども読書啓発冊子「えほんいっぱい たのしさいっぱい」(以下「冊子」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定する原稿による、企業名、住所、連絡先等の掲載記事をいう。

(広告の掲載位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置および枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の位置 裏表紙見返し
- (2) 枠数 5枠

(広告の掲載基準)

第4条 広告の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 人事募集を主たる目的とする広告
- (11) 責任の所在が不明確な広告
- (12) その他本冊子に掲載する広告として適当でないと認められる広告

2 前項に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準(以下「掲載基準」という。)は、県教育委員会が別に定める。

(広告の種類、規格等)

第5条 広告の種類および規格については、次のとおりとする。

- (1) 広告の種類 冊子掲載の印刷広告
- (2) 広告の規格 大きさ 縦55mm 横90mm

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告主の募集は、原則としてホームページでの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定および掲載順の決定を行うものとする。優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

- (1) 公共性が高く、県民の福祉の向上につながるもの
 - (2) 滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふぁみ)により協定を締結している企業等にかかるもの
 - (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- 2 前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、個別募集を行うことができるものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載するのは冊子発行年度のみとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、県教育委員会が定める期日までに「子ども読書啓発冊子『えほんいっぱい たのしさいっぱい』広告掲載申込書」(様式第1号)および「誓約書」(様式第1号 別紙)により、県教育委員会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 県教育委員会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条および第6条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

- 2 県教育委員会は、前項の規定により決定したときは、「子ども読書啓発冊子広告掲載(不掲載)通知書」により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告主は、県教育委員会の指定する日までに、原稿を県教育委員会の指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 県教育委員会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第 11 条 広告掲載料は1枠あたり 10,000 円(消費税および地方消費税を含む)とする。

2 広告主は、原則として広告掲載料を県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第 10 条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき

(2) 第 11 条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき

(3) 第4条または第5条の規定に反すると認められるとき

2 県教育委員会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 県教育委員会は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 県教育委員会は、広告主の責に帰さない理由により、当該広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を広告主に返還するものとする。

2 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第 14 条 冊子発行年度において提出された広告原稿の内容は原則として変更できない。

2 やむを得ない事情により広告原稿の内容を変更する事態が生じた場合、広告主は県教育委員会と協議するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第 15 条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第 16 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県教育委員会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 12 月 1 日から施行する。